

専門部会等の活動状況について

○人材育成部会

○療育部会

○就労支援部会

○精神障がい者地域移行支援部会

○権利擁護部会

令和6年度 長野県自立支援協議会人材育成部会報告

[1] 今年度の狙い

「長野県障がい者相談支援従事者人材ビジョン」に基づき、障がいのある方々がご本人の望む暮らしの実現に向けた相談支援の提供、また「安心して暮らせる地域づくり」を担う人材を育てることを目標にする。昨年度からの継続的な課題として、下記の項目を中心に取り組んでいく。

(1) 障害福祉計画の推進（相談支援の質の向上）

- ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の実践促進（PDCA サイクル）
- ・基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の充実
（令和6年度報酬改定をふまえた相談支援体制整備について）
- ・主任相談支援専門員の役割と各圏域の活動状況の共有

(2) 人材ビジョンの活用

- ・「長野県障がい者相談支援従事者人材ビジョン」の活用により、相談体制を更に進めていく
- ・主任の活躍する場として、地域 OJT 活動の定着を図る。
（モニタリング検証の仕組みの構築も主任の活躍を期待する場面となる）

(3) 相談支援従事者養成研修との連携

- ・法定研修と地域の人材育成の連携について
法定研修の内容及び獲得目標等の理解の再共有と連動した実習体制の構築
運営委員会との方針共有

[2] 部会の開催及び取組状況

・第1回 5月8日（水）

今年度の部会の取組について、令和6年度相談支援従事者指導者養成研修の予定について、国研修の受講推薦について（方針等確認）、法定研修の内容及び獲得目標等の理解の再共有と連動した実習体制について確認

・第2回 7月9日（火）〈機能強化会議と合同・集合開催〉

相談支援従事者指導者養成研修の復命（4コース）、相談支援従事者初任者研修 各圏域の実習体制について

・第3回 9月19日（火）

第7期（第3期）障害福祉計画の進捗確認（相談支援）、体制整備の状況確認・共有
（主任相談支援専門員の活動状況を含む）

・第4回 12月10日（水）

相談支援従事者初任者・現任研修 各圏域の実習体制について、モニタリング検証と地域 OJT の体制整備の情報共有

・第5回 2月3日（月）

次年度に向けて・まとめ

[3] 成果

- (1) 相談支援体制の充実に向けて、国では相談支援専門員の専任化を進める方針であり、今年度の報酬改定においてもこのような手厚い人員体制の事業所を評価がされたことから、複数事業所間協働連携の広がりについても県内の状況を確認し、共有した。この取組により具体的な推進に向けた先進地域の視察等につながった圏域（地域）もあった。

福祉計画の重点施策である基幹相談支援センターの設置について、未設置である圏域（地域）における設置に向けた協議状況等について情報共有を行った。

自立支援協議会（本会）での意見を踏まえ、主任相談支援専門員の各圏域での組織化の状況及び活躍の状況を共有した。今後は基幹相談支援センターと主任相談支援専門員の地域における役割や実践について、協議していくことが重要となる。

- (2) 人材ビジョン vol.2.1 とこれに連動する地域ごとの人材ビジョンの下、障がい者相談支援体制等機能強化会議と協同し、初任者研修の実習の組み立て等を人材育成部会員のみならず、行政職員を含めた各圏域（地域）における相談支援体制の核となる者を対象として、法定研修の実習と圏域（地域）における OJT との連動について再確認した。

モニタリング検証については第6期（第2期）障害福祉計画より成果目標として仕組づくりの実践が設定されていることから、第7期（第3期）となる今年度については着実な実践のために、この仕組の構築及び整備の重要性を再共有し、この取組は主任相談支援専門員の活躍の場の推進と連動していることを確認した。

- (3) 相談支援従事者養成研修との連携において、実地教育（実習）が適切に実施できるよう、法定研修の獲得目標と実地教育（実習）の目的を共有し、講師側の準備及び体制整備等、圏域（地域）ごとの工夫を共有した。

相談支援専門員協会と人材育成部会が相談支援体制の充実に向けて両輪となるよう役割を確認するとともに、引き続き各圏域の相談支援体制の強化に向け運営委員会との合同会議を実施し、地域づくりを行う人材の育成を進めていく。

[4] 相談支援関連研修実施状況等

(1) 相談支援従事者養成研修

・ 7～9月	相談支援従事者初任研修	修了者 111人
・ 11月	相談支援従事者専門研修（地域移行・地域定着） （介護支援専門員協会と合同企画）	
	A 日程（相談・介護の連携の基礎）	修了者 9人
	B 日程（既存の専門コース研修）	修了者 10人
	C 日程（総合コース）	修了者 5人
	※法定研修部分（B+C）	修了者 15人
・ 10～11月	相談支援従事者主任研修	修了者 14人
・ 9～12月	相談支援従事者現任研修	修了者 123人

(2) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修

- ・ 6～7月 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修 修了者 248 人
- ・ 11月 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修
 - A 日程（ホクト文化ホール） 修了者 40 人
 - B 日程（浅間温泉文化センター） 修了者 66 人
 - C 日程（飯島町文化館） 修了者 37 人
 - D 日程（オンライン） 修了者 76 人
- ・ 12～2月 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 実践研修
 - 2 年間 OJT コース（12 月実施） 修了者 156 人
 - 6 ヶ月 OJT コース（2 月実施） 修了見込者 80 人

〔5〕 来年度に向けて

- ・ 第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画の（PDCA サイクル）の実践状況の共有
- ・ 人材育成ビジョンを活用した、地域の相談支援体制の強化について運営委員会との共有
- ・ 主任の活躍の場と連動し、モニタリング検証の仕組の構築及び整備についての具体的な推進方法及び課題の分析についての共有
- ・ 人材育成部会の立場から相談支援体制構築の核として、引き続き相談支援従事者指導者養成研修の受講者を推薦

（参考） 地域域の人材育成（相談支援体制整備における検討及び実施の仕組み）

圏域 (地域)	実施中	検討中	未検討	ケアマネジメント検証実践に向けての現状について
佐久	○			ケアマネジメント検証については、実施していない。
上小	○			特定事業所・市町村・基幹Cにてグループスーパービジョン（以下、「GSV」）の手法を用いて実施。1 事業所 1 事例を前提とし、サービス等利用計画 4 点セット+アセスメント票を研修ツールとして使用。ファシリテーターは基幹及び特定の主任が担う。都度振り返りシートにて気づきを記載し、年度末に集計・分析をし PDCA サイクルに乗っ取り、内容評価をしている。
諏訪	○			行政連絡会で提案。
上伊那		○		事業所訪問の中で GSV やケースの振り返りを行う場合があるが、しっかりとした形は作れていない。まずは市町村担当者との共通理解をするために、ケアマネジメント検証に関する学習会が必要との意見が出ており、開催を検討中。
飯伊		○		主任相談支援専門員の会にて地域の相談支援専門員の状況確認をするなかで、会議の持ち方について課題がある事から、年度初めの人材育成部会で講義と主任相談支援専門員による模擬支援会議を実践した。また、主任相談支援専門員が講師となり「相談支援専門員の役割について研修会を予定している。 人材育成部会にて年間を通し GSV を実施し、次回の部会で経過報告をしてから次のケースの GSV に入る形をとっている。 主任相談支援専門員のスキルアップのためスーパーバイザー、スーパーバイジー両方を経験できる体制を取り実践を通してスキルを

			上げている。また GSV の実践を通して、次の主任相談支援専門員の育成につなげている。
木曽		○	事例検討を通しての検証しかできていない。 今後検証実践について検討していきたいと考えている。 皆さんの実践を参考にさせていただきたい。
松本		○	筑北・麻績・生坂：ケアマネジメント連絡会と同時開催。2ヶ月に1回実施予定。 松本市：松本市相談支援事業所連絡会で学習会を行い、12月と令和7年3月に実施。サービス等利用計画一式を素材として活用し、市・基幹センター・主任・事業所等でGSVで行う。 安曇野市：検討中。 塩尻・山形・朝日（ボイスエリア）：検討中
大北		○	相談支援専門員との関係構築、サービス等利用計画等基本的な所から研修が必要であると確認ができた程度。何処が担うか検討中。
長野 (須高)		○	基幹センター設置の検討。
北信		○	ケアマネジメント検証の場として自立支援協議会の中にケアプラン研究会として位置づけ、支給決定を行う担当者と主任相談支援専門員、基幹相談支援センターで検討しているが、まだ共通認識としてケアマネジメント検証として取組を実践しているわけではないことが課題。

令和6年度 長野県自立支援協議会療育部会報告

[1] 今年度のねらい

- (1) 発達障がい児者（※診断のない場合も含む）や医療的ケア児者の協議の場である「長野県発達障がい者支援対策協議会」「長野県医療的ケア児支援連携推進会議」と連動し、関係機関との連携を図る。
- (2) 当事者・保護者が早期から身近な地域で相談等が受けられる体制の一層の充実を図るため各圏域間のネットワークづくりを行う。
- (3) 第3期障害児福祉計画の初年度であるため、成果目標や地域の取組状況の共有を行う。
- (4) 圏域療育部会への後方支援を行うため、県部会としての情報共有・情報発信をより一層行い、圏域の障がい児等に対する支援体制への協議の場との連携体制を強化する。
- (5) インクルージョンの推進を含めた切れ目のない支援に向けた地域の療育体制における課題検討を行う。

[2] 部会の開催及び取組状況

第1回	5月24日	・自立支援協議会の概要や今年度の部会について情報共有 ・各圏域自立支援協議会の状況に関する情報交換（今年度の取組について） ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について共有 ・関係機関の取組について情報提供
第2回	8月21日	・医ケア・発達障がい関係会議についての報告 ・インクルージョンの推進に向けた地域の取組及び児童発達支援センターの現状等について情報交換・意見交換 ・療育部会拡大会議準備
第3回	11月26日	療育部会拡大会議 ・テーマ「インクルージョンの推進に向けて」 関係機関を参集し、行政・福祉・教育・保育の各分野における取組報告 報告①「松本市インクルーシブセンターの活動について」 （松本市インクルーシブセンター） 報告②「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」 （長野県教育委員会特別支援教育課） 報告③「インクルーシブな社会を目指して」 ～県療育支援事業の取り組みから～ （ながの地域相談支援センター ベターデイズ） ～その子らしさを大切に、みんなの“やりたい”を受け止めて、保育を創る～ （須坂市立須坂千曲保育園）
第4回	2月12日	・第3回部会の振り返り ・令和6年度の圏域の取組について情報交換 ・次年度の活動について意見交換

[3] 成果

- ・インクルージョンの推進に向けた取組について、各圏域で拾い出しを行ったことで、インフォーマルな取組も含め、地域の強みなどを把握するとともに、他圏域の取組を知り、自圏域で取組に向けて考える機会となった。

- ・第3回療育部会拡大会議の開催（66 機関 約140名参加）
行政・福祉・教育・保育等幅広く参加者を募り、インクルージョン推進の重要性について理解を深め、取組を促進する機会を提供した（別添アンケート結果参照）
- ・支援に係る関係する協議の場「発達障がい者支援対策協議会」「医療的ケア児等支援連携推進会議」や関係機関からの情報共有を積極的に行うことで、多岐にわたる児童の動向について、国や県の動向を知り、地域部会と共有した。

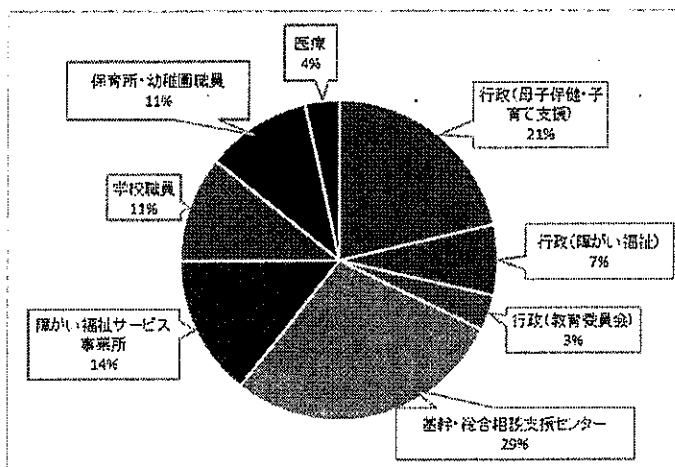
[4] 来年度に向けて

- ・障がい児相談支援等の支援状況（障害福祉計画の進捗状況含む）の共有
- ・地域協議会運営の情報交換
- ・成功事例等の取組の共有を通じた圏域の支援体制整備
- ・関係する協議の場の連携促進

第3回療育部会拡大会議 アンケート集計結果（回答数:28）

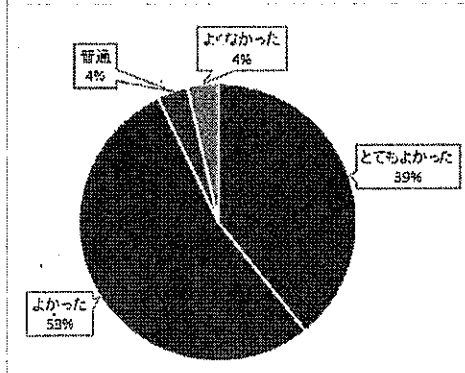
1. 所属

行政(障がい者福祉)	2
行政(母子保健・子育て支援)	6
行政(教育委員会)	1
機関・総合相談支援センター	8
障害福祉サービス事業所	4
保育所・幼稚園職員	3
学校職員	3
その他（医療機関）	1



2. 拡大会議について

とてもよかった	11
よかった	15
普通	1
よくなかった	1



3. 感想等

当市として、児発センターや県域の支援を担う中核的な機関を作ることは大きな目標であり、松本や長野など大きな市における現状を細かく知ることができ、大変参考に、また刺激になりました。ありがとうございました。

teams ではなく、zoom の方が慣れていて、扱いやすかったな、という感があります。

お話の内容はとても興味深かったですが、地域差が激しいような気もしました。合理的配慮は学校によって「無理ですね。。」の一言で終わらせられることもあります。一律の指示が学校に出されると良いのか、分からないですが、より理解が深まるといいなと思います。

各分野におけるインクルーシブの取り組みの具体について、さまざまな情報を得ることができ良かったです。

さまざまな機関の取り組みを聞くことができありがたかったです。ありがとうございました。

インクルージョンにかかわる県内の最新の動向について、情報を得ることができた点、有意義だった。

連携して支援を考えることの大切さを改めて感じました。地域の中でどう繋がっていくかを自分も探っていきたいと思いました。また、学校の行事も子どもの思いをどう取り入れていくのか、話題にしたいと思います。たくさんの視点をいただき、勉強になりました。ありがとうございました。

インクルーシブについて、他地域で教育以外の立場からお話が伺えました。目指すところは共通していると実感しました。

様々な分野からのインクルージョンについての取り組みを聞くことができ良かったです。

他市町村の取り組みを知ることができる良い機会だった。通常の保育園でも視覚支援や、クールダウンの部屋が設けられており、インクルーシブが進んでいることがわかった。また、インクルーシブセンターの取

組みにおいて、途切れない支援を心がけるような取り組みが多くあり、参考にしていきたいと感じた。
どなたの発表も参考になるものでしたが、特に松本市インクルーシブセンターでの実践が参考になりました。相談者や小1生に読み書き検査をしているという点。現場では、低学年で担任がおかしいと思いながらもなかなか検査につながらず、支援開始が遅れてしまうように感じています。他の地域も同じように全員スクリーニングができるようになれば、早目に支援が開始でき有効だと感じました。またチームを作り、個人情報のやり取りをする方法、こちらも各学校で実現できれば有効だと思いました。
障がい者部局の情報は多く聞かれるが、教育部局、保育園等こどもを取り巻くいくつかの環境の取り組み報告があり、参考となった。
具体的な実践事例を聞くことができ、とても勉強になりました。 講演された皆様、本当にありがとうございました。
それぞれの分野での具体的な取り組みがわかり、大変参考になりました。
多職種で子どもの支援をしていくことが大切だと改めて思いました。 松本市のインクルーシブセンターは、興味深く長野市でも参考にできる場所があります。 以前長野市で実施していた地域発達支援会議のような顔の見える関係者会議が大切で、子ども真ん中で支援の輪が広がることを願っています。有意義な会議ありがとうございました。
様々な機関の取り組みや具体的な事例を通じての学ぶべきことが多くあった。すぐに自自治体に取り入れることは体制づくりや地域の課題の共有化がなされていない中で難しいと感じたが、先進事例を見ただけで新たな道筋を感じることができて非常に良かった。反面、常に基幹となる教育機関は参加されていたが南信地区の教育、保健、福祉の参加が多くないように感じた。市町村によっては予算編成の時期でもあり、より必要な部署が参加するのであれば、開催時期の変更を検討していただけたらありがたい。
松本市のインクルーシブセンターの取り組みについて、教育、保育、福祉、保健医療が連携していて、行政主導だからこそできる取り組みだと感心しました。
具体的な話が聞けて良かった
他機関、他市町村の取り組み等大変参考になりました。圏域をまたいでの会議の有用さを感じました。松本市インクルーシブセンターの存在、センター内の連携の在り方には羨望の気持ちを感じつつ自前で可能なことを少しずつ進めていけたらと思いました。ありがとうございました。
最新の発達障がいの児童生徒の数値や合理的配慮の状況がわかり、療育 CO.と保育園の連携の大切さやポイントがわかり有意義でした。
水野療育 Co.さんと須坂千曲保育園の発表、ありがとうございました。 一人ひとりの子どもの主体性に寄り添った保育を展開されており、また、保護者支援の視点もあり、大変勉強になりました。 今までの長年の保育のやり方があるなかで、インクルーシブの視点を取り入れ、目的達成のために保育のかたちをつくっていくというなかでは、様々な課題が生じたり、関係者と検討や交渉など大変なご尽力があったかと思います。 課題解決等、どのようにインクルーシブに重点をおいた保育に移行していったのか、その仕向け方や経過についても大変関心を持ちました。ありがとうございました。
取り組み報告はどれも興味深い内容だった。全体的に急足だったので、もう少しじっくり内容を聞いてみたかった。

インターネットは別端末で視聴しなければならないので、接続 URL だけではなく ID とパスワードも案内に入れてほしい。
ぜひ、保育園の園長先生達にも聞いていただきたい内容だなと思いました。
内容はとても勉強になりました。可能であればズーム配信ですと、ありがたいです。
オンラインは参加しやすい
音声の設定がうまく出来ず、何も聞き取ることができなかった為、全くわからなかった。

令和6年度 長野県自立支援協議会就労支援部会活動報告

[1] 今年度の狙い

(1) 研修事業

障がい者の更なる就労促進に取り組むため、各地域の課題を抽出し、就労支援に係る支援力向上のための、人材育成に特化した研修会を開催する。

(2) 連携支援事業

長野県内の各圏域就労支援部会の活動等について情報共有を行うとともに、圏域福祉計画の進捗状況の共有を行う中で、関係者間の連携の更なる充実を図る。

(3) 人材確保、育成事業

就労支援に関わる人材確保、育成について、各圏域の現状や取組状況等を共有し、課題解決に向けた糸口を掴む。

[2] 取組状況

第1回	5月14日	・令和6年度就労支援部会の構成、活動計画について ・圏域自立支援協議会就労関係部会の活動計画について ・関係機関における今年度の取組について
第2回	7月17日	・部会員の交替に伴い、就労支援部会の活動計画について再度確認 ・令和6年度第1回就労アセスメント分科会概要及び上伊那圏域就労選択支援モデル事業について情報共有 ・情報共有（各圏域の就労アセスメント、就労選択支援について）
第3回	10月9日	・令和6年度就労支援部会研修準備
第4回	12月11日	【就労支援部会研修会】 障がい者の就労支援に係る福祉人材の育成を図るため、障がい者の就労支援を支える福祉職員及び福祉現場を志す学生に向け、福祉現場における現状の課題や取組等の共有を行った（会場：長野大学）。 ・研修内容 ① 長野県の障がい者雇用の状況について ② 定着支援から見てきた就労系福祉サービスの実施すべき支援とは（事例発表） ③ 就労アセスメント結果を活用した支援の実践例（事例発表） ④ グループワーク テーマ「就労支援分野における障がい者の意思決定支援とは」 ⑤ 就労選択支援事業モデルケース実施報告（上伊那圏域）
第5回	1月29日	・就労支援部会研修会振り返り ・令和7年度第2回就労アセスメント分科会概要について情報共有
第6回	3月5日	・令和6年度部会の総括 ・圏域自立支援協議会就労関係部会の活動報告について ・就労選択支援について情報共有及び意見交換

[3]成果

- ・就労支援部会研修会の開催（参加者数 約 90 名）
- ・短期トレーニング促進事業・・・ 218 件（上半期実績・延べ件数）
- ・短期トレーニング促進事業について
実習件数は概ね例年並み。一般就労への移行において職場実習は効力があると思込まれるため、今後も職場実習支援を促進していく。
- ・障がい者就労アセスメント体制強化強化事業の実施
 - *個別訪問事業所数 12 事業所（18 回） 対象支援者108名の参加
 - *障がい者就労アセスメント強化事業「雇用支援ミーティング SHINSHU2025」
実施日/場所：令和7年1月21日（火） おかや総合福祉センターにて実施
実施内容：第1部 令和7年10月開始決定 就労選択支援 2024 長野県モデル事業報告
第2部 セッション1「就労支援の実践 ～アセスメントとは～」
第2部 セッション2「これからの就労支援を本気で語ろう」
 - 参加者数：100名

[4]その他

※就労アセスメント分科会

〔1〕分科会の目的

- (1) 長野県の障がい者の就労支援促進のための課題把握
- (2) 自己決定を促すために必要な対象者（障がい者）への情報提供方法の検討
- (3) 相談支援専門員との更なる連携強化
(アセスメントシートの継続的かつ有効的な活用方法の検討)

〔2〕今年度のねらい

・地域課題の把握・情報提供

障害者総合支援法の改正により、「就労アセスメント」の手法を活用した支援が制度化されるが（令和7年10月施行）、現時点で未決定な部分も多く協議を行うことは困難である。就労選択支援に関連が大きい就労アセスメントについて、特に関わりの深い教育分野との関わりを密にし、現行の「就労アセスメント」における地域課題の把握及び情報交換等を行い、新制度創設に備えた協議等を行う。

※分科会構成は以下のとおり

（分科会長） 就労支援部会長

（構成員） 就労支援部会運営委員

特別支援教育課

特別支援学校進路指導主事（稲荷山養護、上田養護、安曇養護、伊那養護）

〔3〕分科会開催及び取組状況

・第1回アセスメント分科会 令和6年7月17日（水）

〈協議内容〉

- ・就労選択支援に関わる報酬・基準について（R5.11.15 報酬改定検討資料）
- ・就労選択支援制度創設に向けたモデル事業の実施について
- ・上伊那圏域における現状の課題及び今後の方針（スケジュール感）等

・第2回アセスメント分科会 令和7年1月29日（水）

〈協議内容〉

- ・就労選択支援制度創設に向けたモデル事業の報告について
- ・意見交換

・第3回アセスメント分科会 令和7年3月中に予定

〈協議内容〉

- ・令和6年度アセスメント分科会のまとめと共有
- ・長野県における就労選択支援体制整備及び研修体制案（令和7年9月末まで）

[4] 成果

- ・令和6年度就労選択支援モデル事業からの共有事項

(1) 検証方法

- ・現行の就労アセスメントサービスを使い、就労選択支援に必要なプロセスに近い状況を設定し、モデルケースを実施。
- ・アセスメント実習は2週間とした。
- ・高等部2年生（上伊那圏域では高2での実施を想定）
- ・ワーキンググループ担当市町村（駒ヶ根市、箕輪町）在住者
- ・下記の進路希望に合わせて、複数パターンから生徒を選定
 - A:一般就労を目指している生徒
 - B:一般就労か福祉的就労かを迷っている生徒
 - C:就労継続支援B型利用を希望している生徒
 - D:相談支援専門員が既についている生徒
 - E:これから相談支援専門員をつける生徒

(2) 結果と考察

〈教育分野から：運用システムにおける課題〉

- ・生徒、保護者にとっては、強みや課題等、就労に向けた有益な情報が得られる。
→評価後、学校での取組が問われる。
- ・学校は「とにかく就職」という希望に対して、まだその段階にないと思われる場合、より具体的な説明の機会が設けられる。
- ・就業・生活支援センター、ハローワークも、高等部2年生の段階で就労を希望する生徒の情報が掴めるので、卒業後の支援体制を整えやすい。
- ・調整事項が多く、学校だけの対応には限界がある。
- ・就労移行支援事業所（就労選択支援事業所）が無い地域の対応はどうなるのか。
- ・学校のプログラムに影響のないスケジューリングに不安がある。

〈福祉分野から：支援スキルにおける課題〉

- ・2週間（約10日間）のアセスメント期間で、実施事業所内プログラムの提供を9:00～16:00の時間帯で実施している。その他必要な時間の目処は以下の通り。
 - A:打ち合わせ（支援会議）…1時間程度
 - B:振り返り会（評価表の説明）…1時間程度
 - C:評価表作成に関わる情報収集時間（家族、関係者等）…2時間程度
 - D:評価表の作成時間…3～4時間程度
- ・アセスメントシート等のデータの管理方法について懸念される。
- ・評価者（就労選択支援員）のスキルが問われる。スキルアップには時間が必要。
- ・支援者の招集範囲が対象とする学年に応じて変化する。

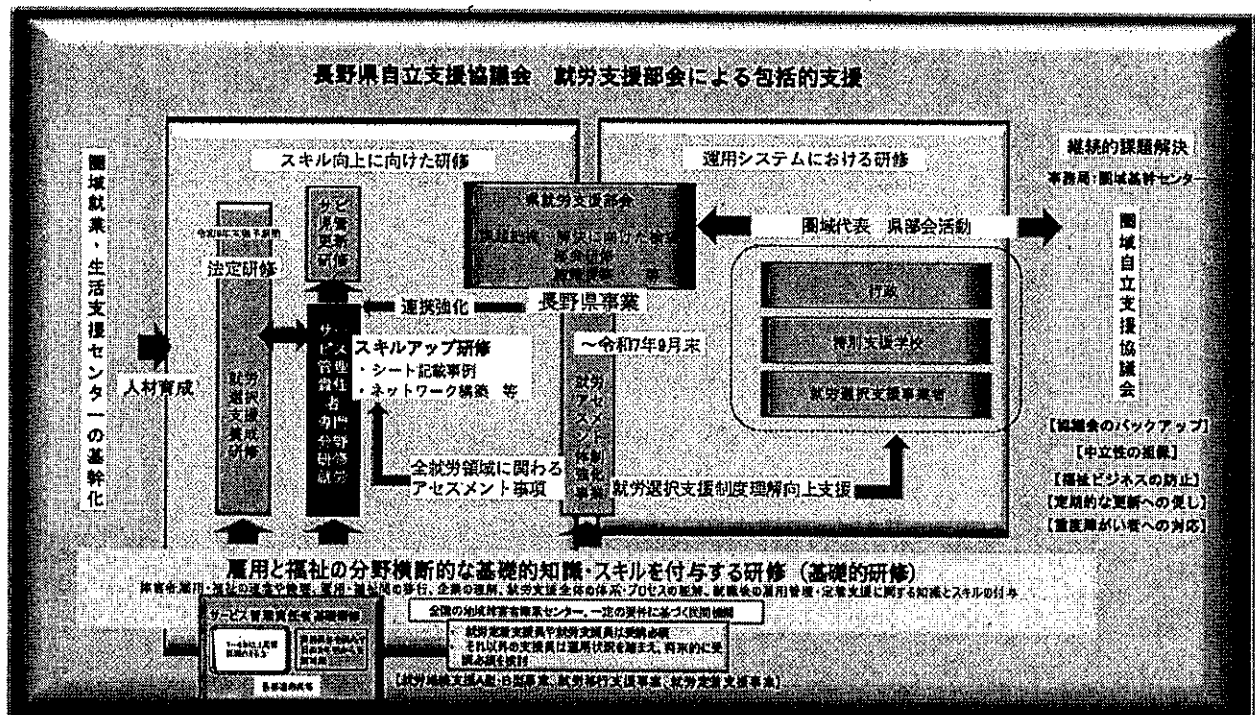
〈考察〉

- ・福祉関係者は、支援スキルに関する課題を感じ、教育関係者は運用システムに関する不安を感じている。

〈継続協議、検討事項、提案事項等〉

- ・就労選択支援における重度障がい者への合理的配慮をどう考えるか（評価シートの評価項目等）。
- ・圏域自立支援協議会の役割とは。中立性の確保と圏域福祉計画に沿った事業申請と圏域推薦、意見書等が必要ではないか。圏域として、就労選択支援事業所をバックアップするシステムが必要ではないか（R7.1.30 厚労省資料より）。
- ・就労選択支援員への継続的な研修システムが必要ではないか（一定期間での更新研修等の導入、形骸化と抱え込み防止への検証）。
- ・就労選択支援事業所が無い地域への対応をどうするか。逆にあり過ぎる地域についての支援レベルの統一をどう考えるか。

長野県における就労選択支援体制整備及び研修体制案（令和7年9月末まで）



令和6年度 長野県自立支援協議会精神障がい者地域移行支援部会報告

[1] 今年度の狙い

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について関係者が理解を深め、情報共有を図ることにより各圏域における地域移行・地域定着体制の強化に取り組むとともに、継続して事業を取り組める体制づくりのために、各分野の取組の工夫を共有する。

[2] 取組状況

<地域移行支援部会>

- ・第1回 5月21日(火)【書面】

今年度の部会計画について共有した。

- ・第2回 9月11日(水)

今年度の県及び各圏域の取組状況について共有した。各圏域の課題等について、各分野から現状の共有および意見交換を行った。

今年度開始予定の県事業(入院者訪問支援事業、障がい者ピアサポート研修)について情報共有し、併せて懸念事項等の意見交換を行った。

- ・第3回 3月19日(水)開催予定

今年度の各圏域の活動状況を確認・共有・評価し、来年度の取組の方向性について協議を行う予定。

<精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議>

- ・第1回 7月22日(月)

今年度の県の精神障がい者地域生活支援事業の内容説明を行い、各圏域における今年度の取組状況等を確認した。主にピアサポーターの活動の場、人材育成、医療機関との連携、居住支援等について課題がある圏域が多くあり、情報交換や好事例の共有等を行った。

- ・第2回 2月18日(火)

各圏域における今年度の取組状況の報告および情報交換・意見交換を行った。意見交換のテーマとして、ピアサポーターの育成・支援体制の構築、住居確保の課題、移動支援の課題等が挙げられ、各圏域の現状や取組の中で工夫している事項等を共有した。

入院者訪問支援事業の概要や進捗状況、今後の事業の展開についての説明を行った。

[3] 成果

部会およびコーディネーター等連絡会議を計4回開催し、情報共有・意見交換を行った。他機関や他圏域の現状や課題、工夫点や特徴などを共有したことで、今後の取組に向けた方向性を確認することができた。

[4] 来年度に向けて

- ・各圏域の取組状況の確認
- ・各圏域で課題となっている事項に関する協議、意見交換

令和6年度 長野県自立支援協議会権利擁護部会報告

[1] 今年度の狙い

障害者虐待防止及び障害者差別解消に関する各圏域の協議会活動への応援部会とする。

- (1) 報酬改定における事業所の虐待防止措置未実施の減算規定導入を念頭に、障がい者虐待案件の課題検証を実施する。
- (2) 県障がい者虐待防止研修への協力を行う。
- (3) 差別解消地域協議会等差別解消法に関わる取組状況の確認を行う。
- (4) その他、各圏域からあげられた権利擁護部会に関する課題検討

[2] 取組状況

・第1回部会 5月23日(木) Web会議

各圏域権利擁護関連部会の令和5年度活動状況の報告と本年度の県権利擁護部会の計画策定を行った。

権利擁護や差別解消に係る事業所向け・企業向け研修の実施や市町村向けの事例検討、啓発イベントの開催、事例集の作成、圏域内の全事業所訪問など、各圏域の多様な取組を共有し、自圏域の取組の参考としていくことを確認した。

・第2回部会 7月25日(木) Web会議

各圏域権利擁護関連部会の令和6年度活動計画の確認に加え、令和6年度報酬改定により障害福祉サービス事業所等における虐待防止措置未実施の場合の減算規定が追加されたことを念頭に、各圏域の事業所における虐待防止措置の取組事例について共有を行った。

また、平成30年度に県が策定した「障がい者虐待が発生した場合に障害者福祉施設等がとるべき対応フロー図(虐待対応フロー図)」について、策定後6年が経過することから、内容の見直しを行った。

・第3回部会 10月10日(木)

第2回で確認した、虐待対応フロー図について、さらに見直しを行い、今後各圏域部会の意見を踏まえて完成させていくことを確認した。

今年度、令和元年度以来の集合開催となる県の障害福祉サービス事業所等の管理者向け障がい者虐待防止・権利擁護研修について、権利擁護部会員を通じて各圏域からグループワークのファシリテーターを選出するなど、部会としての協力体制について協議を行った。

各圏域における差別解消に関する取組状況や課題について共有した。また、県障がい者支援課の共生社会づくり推進員から、障がい者差別解消法の改正による合理的配慮の義務化に伴う地域協議会に期待される役割について情報提供を行った。

・第4回部会 11月23日(木) Web会議

各圏域自立支援協議会に虐待対応フロー図について意見募集を行った結果を報告し、虐待対応フロー図を完成させた。

令和6年11月～12月に計3回開催した障害福祉サービス事業所等の管理者向け障がい者虐待防止・権利擁護研修について事務局から報告を行った。全県で計456名が受講し、各圏域の

地域自立支援協議会権利擁護関連部会の推薦で52名がファシリテーターとして参加した。

事務局から、令和5年度の障がい者虐待対応調査及び令和6年度の障がい者差別解消に関する出前講座の実績について報告を行った。

各圏域から今年度の地域自立支援協議会権利擁護関連部会の活動報告を行うとともに、部長から本会報告を行った。

[3] 成果

- ・各圏域部会の活動を応援する部会という位置づけて情報交換を行い、他圏域の虐待防止、差別解消に係る現状や取組を共有するとともに、自圏域の活動を活性化させていくことを確認した。
- ・虐待防止について、各圏域の事業所による虐待防止措置の取組を共有するとともに、収集した情報を参考として、事業所による虐待対応フロー図の改訂を行った。
- ・ファシリテーターの選出など県の障害福祉サービス事業所等の管理者向け虐待防止・権利擁護研修に協力することで、事業所の虐待防止の推進に努めた。
- ・差別解消に関する当事者との学び合いの場について、各圏域の取組の共有を通じて必要性を確認した。

[4] 令和7年度に向けて

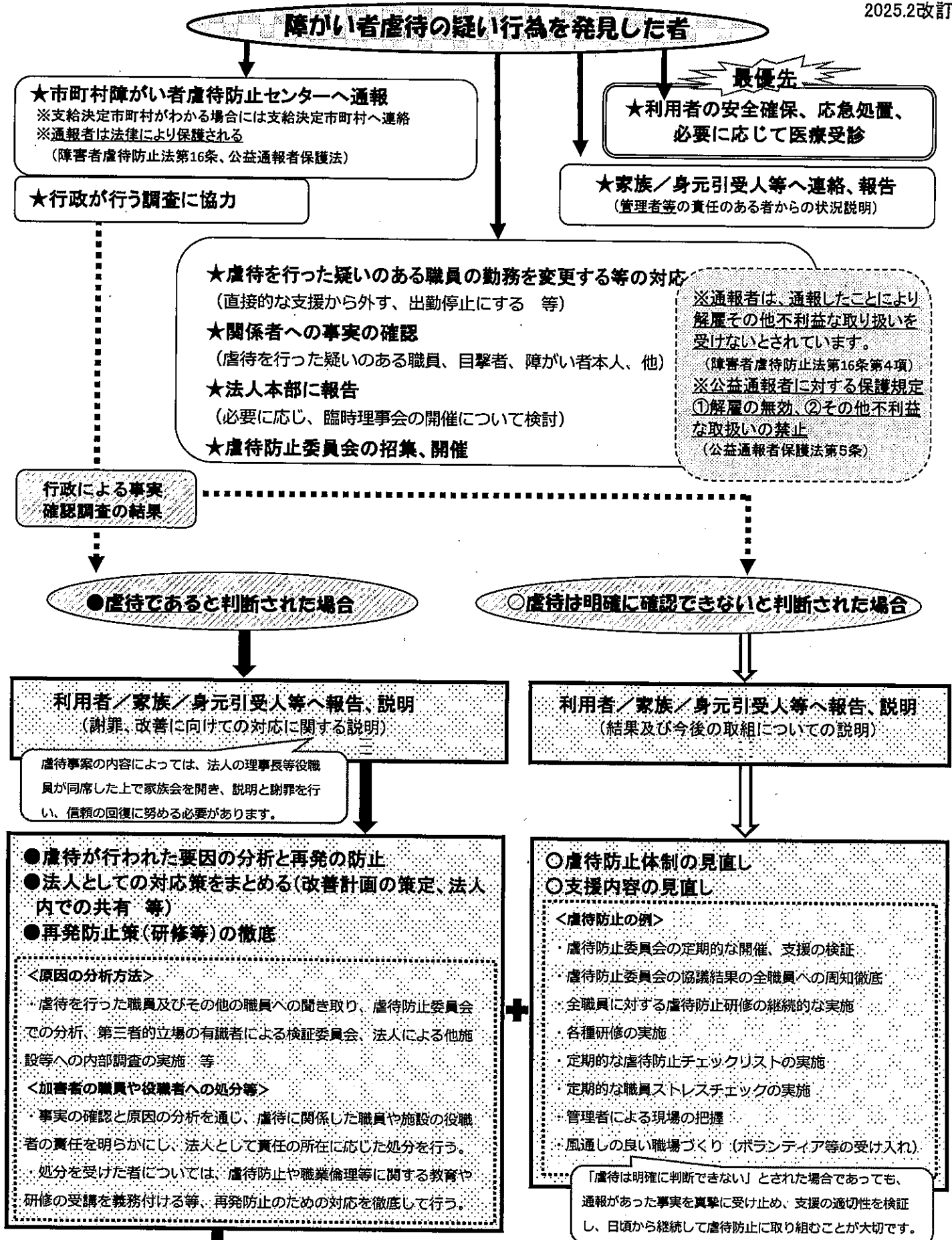
- ・障がい者虐待防止や差別解消を中心に、権利擁護に関わる各圏域の課題を収集するとともに好事例についての情報交換を行う。
- ・引き続き部会として、県の障がい者虐待防止・権利擁護研修の運営に協力し、事業所における権利擁護の取組を支援していく。

障がい者虐待について障害者福祉施設等がとるべき対応フロー図

(参考例) 長野県健康福祉部障がい者支援課

2018.6作成

2025.2改訂



●虐待事案発生後の中長期的な対応

- 虐待防止委員会を開催し、改善状況の把握や事業所が講じた虐待防止措置の検証を行う。また、虐待が起こりやすい職場環境の確認を行う。
- 虐待を行ってしまった職員と定期的に面接を行い、支援手法やストレスケアについてアフターフォローを行う。
- 改善状況確認のための行政による聴き取りに真摯に対応する。

虐待事案を一過性の出来事と考えず、継続的な虐待防止の取組を行い、事業所全体の虐待防止意識の醸成につなげていくことが大切です。

通報について

●障害者虐待防止法では、事業所内で障害者虐待の疑いのある事案が発生した場合、通報は「義務」となります。そのため、「通報しない」という選択肢はありません。虐待を行ったと思われる職員に対して管理者等が注意するだけで終わらせ、通報を控えることも許されません。必ず通報を行ったうえで、市町村や都道府県による事実確認

日常的な虐待防止対策について

●虐待を疑う事案が発生する前から、日常的に虐待防止対策を講じることは重要です。事業所における虐待防止対策は義務化されており、令和6年4月以降は以下の虐待防止措置が未実施の事業所に対し、減算規定が設けられています。

★虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること

(取組例 毎月の職員会議前に開催し、日々のヒヤリ・ハットや苦情を検証するとともに、職員会議で周知する。)

★従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること

(取組例 年2回全職員を対象に開催。上半期は外部講師、下半期は内部講師で県の虐待防止研修の伝達研修を実施。)

★上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(取組例 サービス管理責任者を虐待防止担当者として位置づける。)

☆義務化された虐待防止措置以外でも、このような虐待防止対策を講じている事業所があります。

- 全職員を対象に虐待防止セルフチェックリスト・虐待の芽セルフチェックリストによるアンケートを実施している。
- 他事業所の見学を実施し、他事業所の取り組みを参考にするとともに自事業所の取組を定期的に確認する。
- 実習生やボランティアを受け入れ、第三者の目が入るようにしている。
- 日常の支援で直面する課題について、定期的に少人数でグループワークを行う。

●身体拘束についても、以下の取組が義務化されており、令和6年4月から、身体拘束廃止未実施減算の減算額の引上げが行われています。(適切な手順を踏まない身体拘束は、身体的虐待に該当します。)

★やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

★身体拘束適正化委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

★身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

★従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を定期的に実施すること。

この対応フロー図は、長野県自立支援協議会権利擁護部会を通じ、各地域の自立支援協議会の確認を経て作成しました。

県協議会の取組について

令和6年度 長野県自立支援協議会運営委員会報告

[1] 今年度の目的

下記のビジョンに沿って、各地域の障がい者相談支援体制及び障害福祉サービスの整備及び質の向上を図るため、各地域の基幹センター設置推進、相談支援体制の機能強化に向けた各種テーマ《人材育成、療育、就労、地域移行、権利擁護、事務局体制、福祉計画策定等》ごとに地域の課題を把握・整理しながら協議及び情報交換を機能強化会議等にて行う。

令和6年度から8年度までの運営委員会のビジョン

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の推進（進捗管理・検証・計画）

- ・地域生活支援拠点等の機能強化
- ・重度障がい児者の支援（実践報告、圏域の福祉計画の進捗の共有の機会の企画）
- ・地域協議会の運営の後方支援

[2] 取組状況

定例運営委員会の開催 月1回

- ・第4回運営委員会においては機能強化会議・人材育成部会との合同開催とし、相談支援従事者研修指導者養成研修の復命を通して、地域で相談支援専門員を支え、育てる体制整備の重要性を再確認し、地域のOJT体制の整備と強化に向けて協議の機会とした。
また福祉サービス従事者人材ビジョン（仮称）については来年度運営委員会を中心に検討予定とした。
- ・第9回以降の運営委員会において、地域からの課題を集約及び整理し、関連する事項について協議を行った。
- ・令和7年1月8日に開催された令和6年度厚生労働省 障害者地域生活支援体制整備事業「全国ブロック会議」に参加し、運営委員会において復命実施。

[3] 成果

・機能強化会議の企画・開催

第1回 5月17日（火）

テーマ：「令和6年度報酬改定のポイントについて～相談支援体制と地域生活支援拠点等～」

第2回 7月9日（火）

テーマ：令和6年度相談支援従事者指導者養成研修報告・圏域（地域）の人材育成について

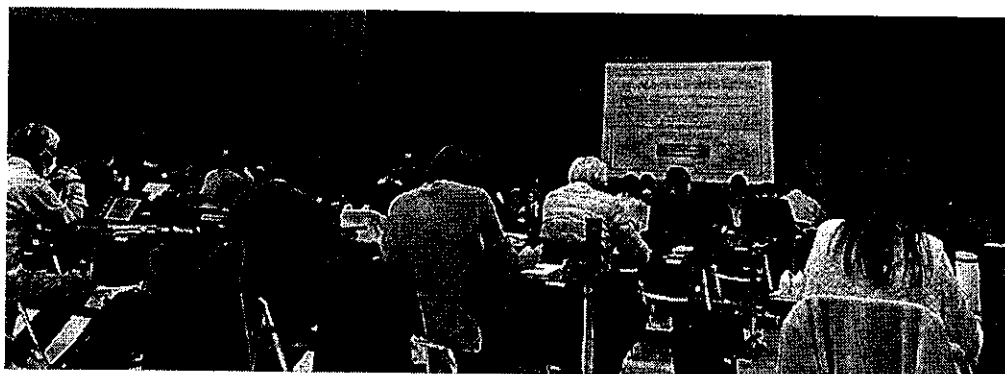
第3回 1月15日（水）

テーマ：「障がい者の地域生活を応援する地域生活支援拠点の強化に向けて」

～市町村・拠点コーディネーター・基幹センターの役割とは～

【地域生活支援拠点等設置単位ごとのコーディネーター設置状況（人）】

佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	木曽	松本	大北	長野			北信
1	1	1	1	1	1	0	0	長野市	須高	千曲坂城	2
								0	1	0	



・自立支援協議会（全体会）の開催

第1回 6月13日（水）

県自立支援協議会について、年間活動計画確認、幹事課からの情報提供・共有

第2回 11月21日（木）

専門部会等の活動状況について、運営委員会の活動状況及び県協議会の取組について、地域（自立支援）協議会の活動状況について（飯伊圏域・須高地域からの報告）、情報提供

第3回 3月11日（火）

専門部会等の活動状況について、県協議会の取組について、地域からの課題について、長野県医療的ケア児等支援連携推進会議・発達障がい者支援対策協議会からの情報提供、その他情報提供

・自立支援協議会フォーラムの企画・開催

令和6年9月17日（火）

テーマ『障害福祉計画・障害児福祉計画の推進に向けて』

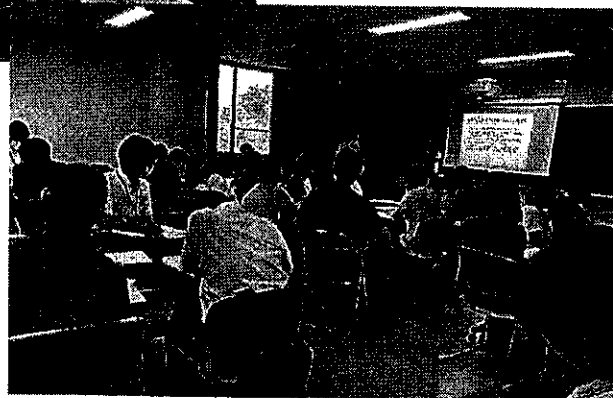
【第1分科会】「重度障がい者の地域生活支援体制～強行動障がい実態調査に向けて」

【第2分科会】「共生社会の実現に向けて～気づいて動く地域づくり

～アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み偏見）を切り口に～」

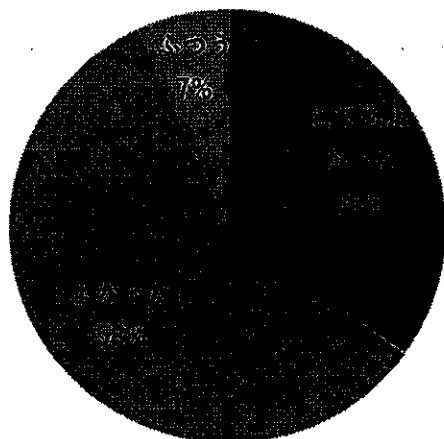
【第3分科会】「発達障がい支援体制の整備に向けて」

～発達支援体制を地域で整えていくために～



第3回障がい者相談支援体制等機能強化会議 参加者アンケート 集計結果 (N = 43)

講師講義について



自由記述から抜粋

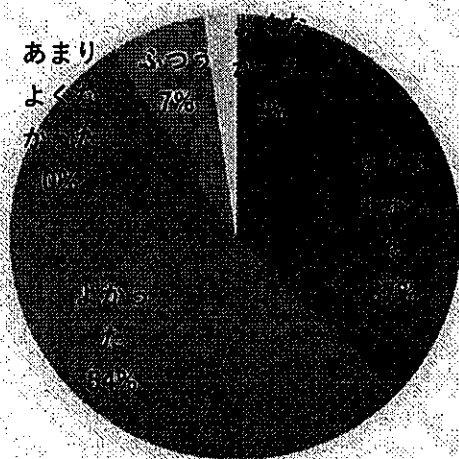
圏域で見直しをしているところで、改めて確認できたことがあり、検討の参考になった。

制度の内容から順を追って説明があり分かりやすかった。細やかな説明をいただき経達を知ることにより理解が深まった気がします。

拠点コーディネーターの必要性のほか、自立支援協議会、拠点整備事業、そこに基幹センターの関わりが重要であることが理解できた。拠点コーディネーターのすべき内容が自分の中で整理できた。

- 相談支援専門官をお招きしての開催となり、制度の構造とそこに行きついた理由、理念を含めた説明をいただいたことが好評につながった。

圏域（地域）での協議について



自由記述から抜粋

改めて自分の圏域の課題について共有できた。

いつもの顔ぶれでいつもの話になってしまった。助言者がいるとよかった。

近隣の自治体困っていたりどうにかしたいと思っていることはわかった。

自圏域以外の様子もわかればよかった。

拠点COとして悩ましいことを他圏域と共有できてよかった。定期的に拠点COが集まる会議があるといいなと思った。

- 圏域（地域）ごとの協議の時間は、拠点の設置単位ごとのGWを設定した。9割を超える参加者から「とてもよかった」又は「よかった」と回答があったが、ふつうと回答した者からは、協議のメンバーに普段と変化がなかったとの理由が挙げられた。
- 各圏域（地域）の拠点コーディネーターが集まったグループでは、活動状況の他、悩みや疑問を共有する機会となり、継続を望む声があった。

地域における障がい児者の相談支援体制の整備の推進について

令和6年度厚生労働省障害者地域生活支援体制整備事業
「全国ブロック会議」研修資料 改変

1 3つの機能（自立支援協議会・基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等）の連動のための7つの仕掛け

全国の好事例を分析すると、市町村（圏域）を中心に3つの機能が効果的に連動しており、そのための仕掛けが機能している。

市町村（圏域）	機能	仕掛けの内容
	自立支援協議会	①協議会活性化 ＜構造＞ ・官民、当事者等の幅広い参加 ・活動と障害福祉計画の連動 ・PDCAサイクルの導入、実践 ・定期的な組織体制の見直し ②協議会活性化 ＜行政の位置＞ ・市町村の担当者（役職者）を運営委員会、専門部会の会長に配置 ③都道府県内の体制の均てん化 ・都道府県協議会との連携 ・圏域の協議会と市町村との連携 ・アドバイザーの活用等
	基幹相談支援センター	④基幹の安定的機能発揮 ・センター内の専門性の維持・向上 ⑤人材確保・育成、事業継続支援 ・基幹相談支援センターへの出向 ・学生インターンシップの導入
	地域生活支援拠点	⑥拠点コーディネーターの機能発揮 ・基幹相談支援センターに設置 ・新規に配置、市町村担当職員と連携 ・行政職員、基幹委託相談の連携で始動 ⑦ネットワーク強化・体制づくり ・連携担当者との関係づくり ・緊急時対応、平時からの責任体制の必要性の理解・協力

2 都道府県の役割（市町村支援の方法）

知る	管内の現状を把握する
	管内の現状を分析し、課題抽出や検討を行う
考える	把握した管内の現状や課題をフィードバックする
	管内自治体・事業所の情報交換の場を設ける
気づく	管内自治体・事業所のネットワーク作りをする
	国の施策動向等を伝える
支え合う	他都道府県の状況や好事例等（実践）を伝える
	相談支援の業務について学ぶ場を設ける

資料 3

地域からの課題について

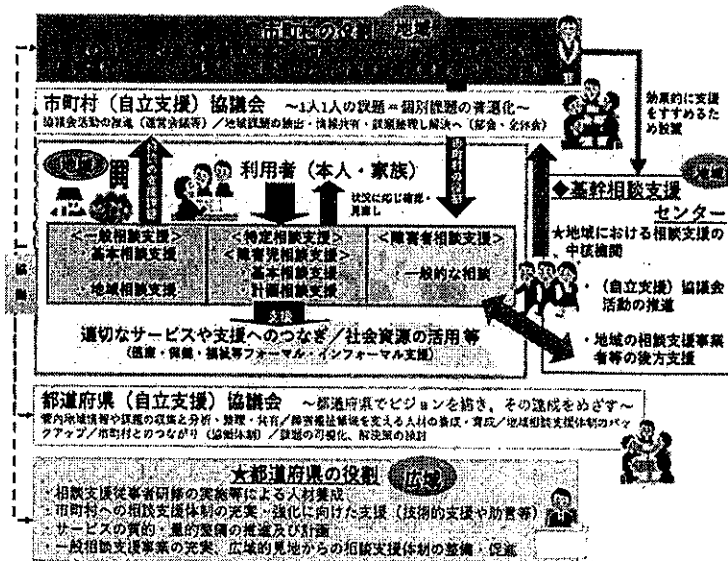
提出課題

- ・課題の概要(課題の背景や考えられる圏域の状況)
- ・長野県に課題を上申するにあたり、全体会にかけたものを圏域の総意とすることは、プロセスとして重要であることは理解できるが、部会や事務局レベルでの意見の上申が可能となる仕組みが必要ではないか。
- ・圏域の当事者の意見は、長野県民の意見でもあり、長野県として地域課題を取り扱う体制を整えてほしいと思う。
- ・課題を提出する期間が11月の1回ではなく、随時意見の上申をすることはできないか。
- ・長野県(全圏域)で考えるポイント
- ・意見集約をする際、全体会を通じた意見だけではなく、部会や事務局が受け取った課題を受け止める仕組みを作してほしい。

提出課題

各圏域での基盤整備

- ・課題の概要(課題の背景や考えられる圏域の状況)
- 強度行動障害児者の実態調査は、第7期障害福祉計画の目標でもあり、令和6年上半年で圏域調査を市町村で実施し、10月の本会で報告した。
- これまでも、強度行動障害者の支援体制整備を支援法人の協力も得ながら実施してきたが、新たな資源を作ると圏域外からの利用希望者で直ぐに満床となり、新たな資源が地域資源として活用できなくなっている現状から、サービス利用できず、自宅介護のケースが今後増加してしまう。
- 今期の福祉計画に基づき、各圏域での基盤整備を進めていく必要がある。
- ・長野県(全圏域)で考えるポイント
- ・長野県内各圏域ごとの実態把握後の強度行動障害支援体制整備(基盤整備)に関する進捗状況を全県で把握していく仕組みを作らない限り、サービス支給決定にとどまることにならないように、福祉計画の推進強化を図って欲しい。



圏域(地域)名: 上伊那

提出課題
・子どものショートステイに関して、緊急・常時関係なく資源が不足している。事業所の閉鎖により、さらに切実な状況となっている。 ・「子ども」に関する資源を含めて検討したが、特に重度障がい児のショートステイについては受け入れ先が無いことが確認された。 ・他圏域の取り組みも参考に、引き続き出来ることを模索する。
課題の概要(課題の背景や考えられる圏域の状況)
・人材不足 ・スキル不足(者の事業所で児を受け入れることへの不安) ・経営面(単価が低く、受けることで赤字になる) ・事前の情報共有(情報のない中での受け入れは利用者、事業所互いに困難) 複合的な課題であり、課題解決の糸口が見えない。
長野県(全圏域)で考えるポイント
・圏域内だけの対応には限界があるため、県内外の好事例の吸い上げと共有をお願いしたい。

圏域(地域)名: 塩尻・山形・朝日地域自立支援協議会

提出課題
・養護学校への送迎、放課後等デイサービスへの送迎等、家族支援を鑑みた送迎に関するサービスの充実が必要 ・児童館の充実により、放課後等デイサービスに通わなくてもよい児童がいる。本来、放課後デイサービスの利用が必要な児童にサービスが届くよう、児童館の充実も望まれる。
課題の概要(課題の背景や考えられる圏域の状況)
令和3年度の全体協議会で、放課後等デイサービスの普及や社会情勢の変化、共働き世帯が増えたことによる地域内の事業所及び相談支援専門員の不足 ・松本市まで通いやすいという条件があり、施設が増えにくいと考えられる。 ・送迎サービスの不足
長野県(全圏域)で考えるポイント
・送迎サービスのできる事業所がどのようにしたら増えるのか。(車の問題、単価の問題、人材の問題) ・児童館指導員の障がい児に関する理解の促進(研修等、人材育成、人材確保)

圏域(地域)名: 長野圏域(千曲・坂城地域)

提出課題
・はたらく部会で実施した事業所連絡会における情報共有にて、多くの事業所から、利用者の高齢化から就労支援以外の部分で支援が必要とされる事が多くなっているとの意見あり。運営委員会での意見交換で、利用者の高齢化が課題と発言される委員(法人代表)の方が多数いた。地域の実状として県の協議会に発信していくことになる。
課題の概要(課題の背景や考えられる圏域の状況)
・利用者の高齢化に伴い、通院介助や日常生活上での加齢による支援が増えている。65歳を超えて介護に該当しないと障害福祉サービスを利用するが、プラスαの支援が必要となり人材不足の中で負担が増加。 ・制度的には65歳で介護に移行となるが、ご本人が希望されなかったり、介護に該当しないと、障がい福祉サービスの利用を継続することになり新規の利用希望があっても受け入れが困難になってしまう。 ・年齢的にも身体の状態的にも介護サービスに移るべきと思われる方が経済的な理由で移行できず障がい福祉サービスを利用される方が多い。
長野県(全圏域)で考えるポイント
高齢化の問題はどこ地域でも抱えている課題だと思いますが、複数部会、多数の事業所から『65歳を超えたが介護サービスを利用しない方や該当しない方の支援』が課題として挙げられる地域の実状を知っていただきたいと思い、挙げさせていただきました。

圏域(地域)名: 長野圏域(千曲・坂城地域)

提出課題

生活部会を中心に地域移行の課題について協議を継続している。令和6年度は「強度行動障害」に焦点をあてて事例を通じた勉強会やグループワークを実施した。千曲・坂城地域に特性に応じた受け入れ先がないことや、圏域外のサービス調整が必要になった場合の課題について出される。運営委員会において「強度行動障害がある方の支援」について意見交換を実施。支援が必要なのはわかるが、人材が不足しており対応が難しいとの意見が多く出される。

・課題の概要(課題の背景や考えられる圏域の状況)

・障がいの特性や家庭の事情により入所施設やGHを調整しなければならないケースが少なからずいて、地域内での調整が難しく遠方で検討せざるを得ない場合がある。
・特性に合った施設やGHを遠方で検討する際、資源情報が乏しく調整が難しい。また、複数回の見学や体験があると支援者の負担が大きい。

・長野県(全圏域)で考えるポイント

居住地特例となる支援では、状況に応じて各圏域のコーディネーターの協力を得られるような連携体制を検討して頂けると有難いです。

圏域(地域)名: 長野圏域(千曲・坂城地域)

提出課題

・令和4年度から生活部会を中心に人材不足のテーマについて協議。地域でできる取組として福祉の仕事の魅力を発信する動画を作り配信する案が出される。令和5年度には生活部会が中心となり地域の事業所の協力を得ながら福祉の仕事の魅力発信動画を作成し、運営委員会、全体会で上映。
・運営委員会で動画の今後の活用について検討し、動画をイベントなどで上映する取組を続けると同時に福祉の人材不足は千曲・坂城地域だけの問題ではなく、全県さらには全国的に考えるべき課題であると思われるため、まずは県の協議会にも挙げていくべきとの意見が出される。
・令和6年度には事業所に貸し出しできる体制を整え、イベントや実習生の受け入れの場面で活用していただくようアナウンス。

・課題の概要(課題の背景や考えられる圏域の状況)

・各部会においてテーマに沿って「より良い支援」に向けた検討を行う中でマンパワー不足が理由で難しいとされる事が多い。
・新規の相談でサービス利用となり計画相談を依頼するが、相談員に受けてもらえるまでに難航することが多い。ケースは年々増加するが、相談員は増えていかない。
・運営委員会において人材確保について意見交換を行うが、採用に向けて課題があるとの意見が多い。

・長野県(全圏域)で考えるポイント

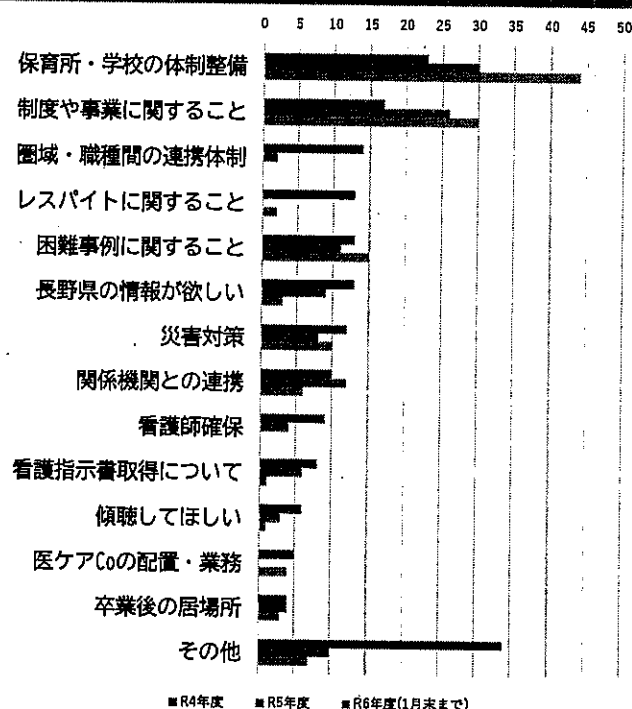
・福祉職の人材不足は、福祉職の低賃金が要因の1つと言われ報酬単価など障害福祉制度全体の課題という意見があったことを県の協議会に挙げさせていただきます。
・県で「介護人材の確保」に向けた取り組みをされている。介護保険でも課題となっているが、障害の現場でも切実であることを改めてお伝えしたい。
・今年度の初任研の受講者がコロナ罹患のため欠席を余儀なくされ、資格を取得する機会を失った方がいました。このような場合に救済制度があると良いと思います。

情報提供

- (1) 長野県医療的ケア児等支援連携推進会議
- (2) 発達障がい者支援対策協議会

相談対応：新規相談件数

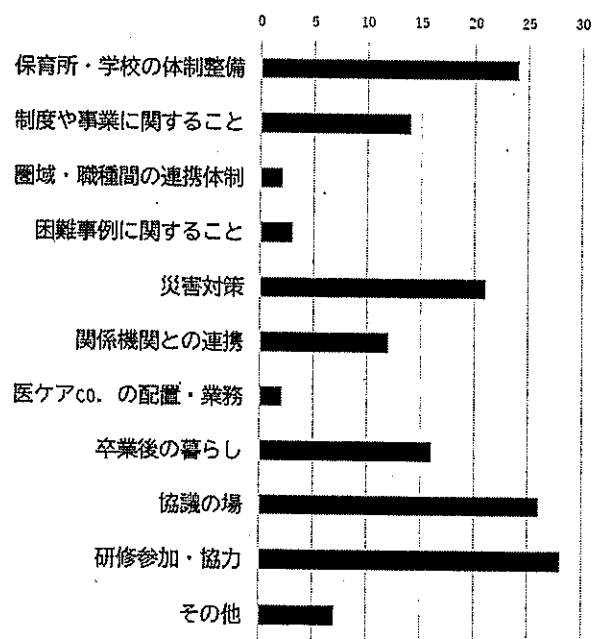
相談内容	R4年度	R5年度	R6年度 (1月末まで)
保育所・学校の体制整備	23	30	44
制度や事業に関すること	17	26	30
圏域・職種間の連携体制	14	2	0
レスパイトに関すること	13	0	2
困難事例に関すること	13	11	15
長野県の情報が欲しい	13	9	3
災害対策	12	8	10
関係機関との連携	10	12	6
看護師確保	9	4	0
看護指示書取得について	8	6	1
傾聴してほしい	6	3	1
医ケアCoの配置・業務	5	0	4
卒業後の居場所	4	4	3
その他	34	10	7
合計	181	125	126



アウトリーチの行先と目的

行先	R4年度	R5年度	R6年度 (3月末までの 予定含む)
行政(教委含)	9	5	25
学校・保育所	24	29	20
事業所	13	6	13
協議の場	47	43	24
ケース会議・家族会	12	8	18
研修・講演	36	29	30
その他	14	11	23
合計	155	131	153

アウトリーチの目的



人材育成事業

日程	内容	受講人数
R6. 6. 10-11	医療的ケア児等支援者養成研修	50名受講 修了証交付42名
R6. 5. 10-11	医療的ケア児等支援コーディネーター養成研修	52名
R6. 8. 28-29	医療的ケア児等コーディネーター養成研修（新訂版）	25名（累計291名）
R6. 12. 6	医療的ケア児等支援センターシンポジウム	会場参加 94名
R6. 7. 22, 26 R6. 12. 25	医療的ケア児等コーディネーター連絡会	オンライン19名 会場51名 こども病院 5名
R6. 10. 8	てんかんの研修会（東信）	31名
R6. 10	災害対策担当者向け研修会	16名
R7. 3. 2, 9	薬剤師会との共催による研修会	
R7. 3. 7	静的弛緩誘導法研修会	
R7. 3～	動画教材 作成、公開	

災害対策

対象	事業内容	場所・内容
医療型障害児入所施設 長野市人工呼吸器使用児 4名	福祉避難所確保 避難訓練	長野保健医療大学 清泉女学院短期大学東口キャンパス こすもけあ福祉会サンライズ長野川中島
長野圏域医療的ケア児等	福祉避難所確保 コーディネート	清泉女学院短期大学上野キャンパス
松本市人工呼吸器使用児 3名	避難訓練	松本大学第2体育館
松本圏域医療的ケア児 のべ10家族	安曇野市による家族会向け研修会	個別避難計画作成の手順、避難行動、 備蓄について説明
佐久圏域医療的ケア児等 支援者 信濃医療福祉センター	給電車デモンストラ ーション	プラグインハイブリッド車による人工 呼吸器等医療機器への給電

「長野県発達障がい者支援対策協議会」の取組

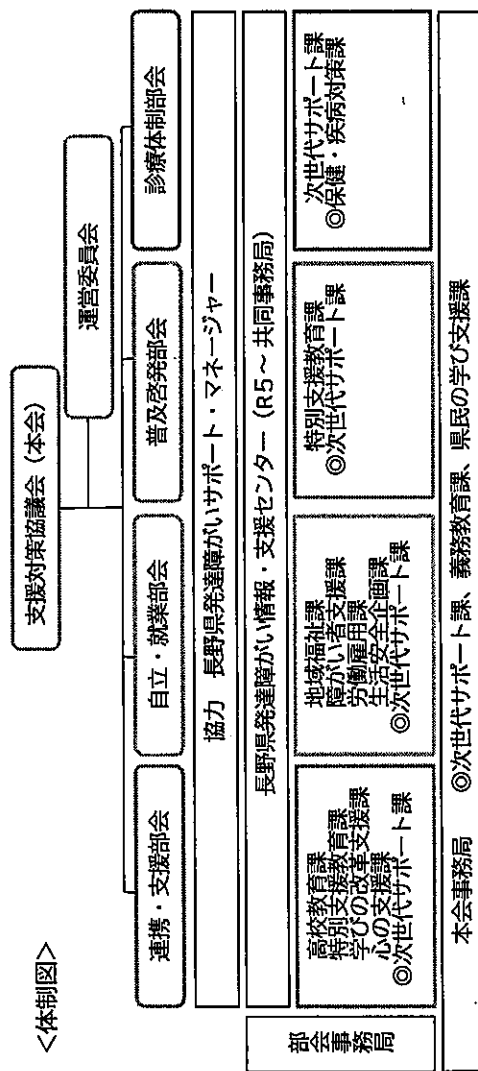
- ◆ 乳幼児期から成人期までの各年代を通して、発達障がい児・者に適切な支援の在り方を検討するため、医療、福祉、教育、行政等の各分野の関係者による協議会を設置・運営（平成21年度～）。
- ◆ 教員等の知識と対応力のばらつき、発達障がい者の自立・就業先の拡大、当事者やその家族へのフォローや理解の不足、発達障がい診療できる医師の不足、などの課題の解消に向けた支援策を協議・実施。

協議会の検討体制／各部会の主な取組内容

＜研修・啓発事例＞

- ・協議会（本会）のほか、テーマ毎の4部会により構成。

＜体制図＞



連携・支援

○幼児教育・保育・学校等のすべての教員や各種相談担当者の基礎的知識と対応力向上

○リーフレット「早めの気づき適切な学び」の学校等を通じた周知

○一般就労を視野に入れた働く職場の拡大、司法分野の理解力向上

○「触法」に関する課題への対応
・司法・警察関係者に対する研修や情報交換

○発達障がい者やその家族に対する、周囲のフォロー体制の充実・理解の促進

○医療・教育・福祉の合同研究会開催、発達障がい啓発週間の広報

○専門医の養成・確保等による診療体制の充実

OLD (学習障害) への対応

・医療から教育への助言、教育から医療への情報フィードバック

次サ支援 2-3

[illegible][illegible]

連携・支援部会 活動報告書

部会長 高橋 知音

1 今年度の取組

(1) リーフレット（「早めの気づき適切な学び」）に関わる議論

- ・「早めの気づき適切な学び」リーフレットの周知の継続と活用状況の把握
→高校入試における合理的配慮について、中学校からの申請が増えている。高校教育課へ直接保護者や中学校教頭からの問合せもある。高校入試では合理的配慮ができないという誤解を払拭していきたい。
- LDについて、小学校ではだいたい理解が浸透してきた印象がある。小学校で活用している単元テストはルビのあるものが販売されており、市町村によっては全校で活用しているケースもある。中学校では、評価の関係からか、学校ごとの差があるように思う。
- ・学校教育において合理的配慮を推進するための具体的な手立てについて
→学校全体でどう取り組んでいくかの周知が足りていない。基礎的環境整備の認識を広げることが必要。

(2) アセスメントから支援のスムーズな実施に関わる議論

- ・「学校から医療機関への学習に関する情報提供票」の周知の継続と活用状況の把握
→これまでのリーフレットの中で最も教員が活用しやすいものとなっているという情報あり。担任が子どもの学習面での困りごとに気づききっかけとなっている。通常学級に在籍する児童生徒を病院の繋ぐ際に、教頭が活用しているというケースもあり。
- ・発達障がい情報・支援センターと連携し、合理的配慮の根拠となる検査体制の整備、検査者のスキルアップのための研修体制づくり
→県内において、教育・医療・福祉の専門機関に勤務し、心理検査に携わる方等を対象とした K-ABC II・WISC-V の実施にかかわる研修会の開催
- ・心理検査等の実施に関わる実態把握の方法の検討
→発達障がい等に係る諸検査等の実施状況について調査実施
県内全市町村発達障がい担当課対象（調査対象年度：令和5年度）
県内障害福祉圏域10圏域15市町と発達障がい地域診療病院11病院対象
（調査対象年度：令和5年度）
- ・医療機関における検査や診断結果を学校へ情報提供する際の効果的な方法の検討（診療体制部会との合同部会）

2 今後の方向性

- ・本部会は教育に比重を置いてきた経緯を踏まえ、以下の議論を継続。
 - 合理的配慮の理解を進めるための具体的な対策
 - アセスメントから支援のスムーズな実施に関わる議論の継続協議

3 来年度取り組むべきこと

- ・合理的配慮の理解を進めるための具体的な方策の実施
→学校ごとの配慮の実態把握・理解浸透を目的とした、基礎的環境整備に係る調査
→高校入試における合理的配慮に関わる課題の共有と部会としてできることの協議
- ・アセスメントから支援のスムーズな実施に関わる議論
→発達障がい等に係る諸検査等の実施状況調査結果の考察と具体的な施策の検討
→発達障がい情報・支援センターと連携し、合理的配慮の根拠となる検査体制の整備、検査者のスキルアップのための研修体制づくり
→医療機関における検査や診断の結果の学校への情報提供、フィードバックについて診療体制部会との合同部会で行う。

自立・就業部会 活動報告書

部会長 宮尾 彰

1. 今年度の取組

発達特性のある当事者の中には、その特性により本人も気付かずに環境とのミスマッチ等を起こし、生きづらさや困り感を抱えている場合もあることから、早期に自分自身を振り返ることが重要である。

そこで、当事者が自身を客観的に見つめなおし、相談のきっかけとすることを目的としたコミュニケーションシート（以下、「シート」という。）を作成することとした。

令和6年度はシートの内容について重点的に議論したとともに、部会の発達障がいサポート・マネージャー（以下、「サポマネ」という。）の所属する事業所において試行的に活用することとした。

【試行的な活用について】

○シートの内容

別紙のとおり

※ 医学的な「発達障害」の診断をするものではなく、コミュニケーションのきっかけとなる媒体であることに留意

○対象者

サポマネが所属する事業所に相談に来た思春期年代の若者

○活用方法

事業所職員との1対1の場面（面談等）において、質問項目についての具体的な場면을質問するなど、フォローしながら記入

2. 今後の方向性

試行活用の状況を踏まえ、今後の活用について検討したい。

3. 来年度取り組むべきこと

- ・ シートの内容や活用方法についての検討
- ・ 「触法」に関する課題への対応として、司法関係者への啓発の検討

自己理解のためのコミュニケーションシート

このシートは、自分にもともとある特性を知ること、日常生活が少し楽になったり、気持ちが少し軽くなったりすることを目的にしています。答えは一つではなく、あなたが感じているまを答えても構いません。何が優れていて、何が劣っているのかを調べるものではありません。あまり考え過ぎずに、自分に当てはまると思う項目に○を付けてください。

番号	質問項目	当てはまると 思ったら「○」
1	他人がルールを破っているのを見ると許せない気持ちになる	
2	自分の思い通りにいかないとイライラした感情が抑えられない	
3	文化祭や修学旅行などのいつもと違う日課は苦手だ	
4	急な予定変更は苦痛に感じる	
5	何かやりたいことをやり始めると時間を忘れて集中する	
6	小さい頃の失敗や辛かったことを思い出して苦しくなることがある	
7	自分の弱いところや心配なことがあっても先生や友達に相談できない	
8	何かうまくいかないと「自分が悪い」と自分自身を責めてしまう	
9	「自分には価値がない」と感じて、自信をなくすことが多い	
10	この先のことや将来のことが不安で、悲観的な気分になるときがある	
11	入学式や卒業式などの式典でじっとしているのは苦手だ	
12	思い立ったら考えるより先に行動にうつす方だ	
13	思いつくとすぐに発言したり、相手の話の途中でも話したくなったりする	
14	順番を待っている時間は苦痛だ	
15	スケジュール管理が苦手な約束や締め切りを守れないことが多い	
16	物をどこに置いたかを忘れて探し物をしていることが多い	
17	忘れ物をしてしまうことが多い	
18	使った物をきちんと元の場所に戻すなどの整理整頓は苦手だ	
19	自分の意見を発表しているときに頭の中が混乱してしまう	
20	何か物事をひとつずつ片づける前に別のことを始めてしまう	

普及啓発部会 活動報告書

部会長 新保文彦

1 令和6年度の取組状況 【既存活動の見直しがテーマ】

- (1) 発達障がいペアレント・メンターの活用についての協議
 - ・発達障がいペアレント・メンター事業の課題（養成、フォローアップ研修、活用の場など）について、他県の取組状況や各圏域の実態等を参考に解決策の意見を出し合う
- (2) 発達障がいサポーター養成講座のあり方についての協議
 - ・発達障がい者サポーター養成講座の課題を共有し、テキストの内容、講座の開催方法、講座の周知について意見を出し合う
 - ・今後は、短縮版（45分バージョン）にて講座を行っていく方向となったため、90分バージョンの講座の良さを活かしながら、短縮版のテキストの見直しをグループワーク形式で実施
- (3) 発達障がい啓発週間（4/2～4/8）の取組のアイデア出し
発達障がい啓発週間（4/2～4/8）の取組について、主に以下のアイデアが出された
 - ・松本城のブルーライトアップ
 - ・アルクマの活用
 - ・対談動画第2弾
 - ・自閉症の人にスポットライトがあたる機会を設ける
 - ・当事者や支援者の言葉を集めて見える形にする

2 今後の方向性

ペアレント・メンターやサポーター養成講座といった既存の取り組みが、時代に合わせてより効果的に実行できるよう、システムや周知方法を改めて整理していきたい。

当事者の生活に関わる施設や業種への啓発が課題としてあるため、長野県発達障がい者支援対策協議会の他の部会との連携等を模索し、具体的な啓発を検討したい。

啓発の更なる工夫を、部会員の皆さん及び長野県発達障がい情報・支援センターと一緒に考えながら、具体的な方策を実行していきたい。

3 令和7年度に取り組むべきこと

- (1) 発達障がいペアレント・メンターのシステム等の見直し
 - ・各圏域の実態把握により、発達障がいペアレント・メンター事業以外の代替えの活動を行っている圏域がいくつあることが分かったため、代替えとなる活動の具体案を考え、具体的な見直しの検討を行う
- (2) サポーター養成講座のテキスト等の見直し
 - ・短縮版（45分バージョン）のテキストの内容修正
 - ・警察や行政、企業など具体的な周知先を絞り、周知方法など検討を行う
- (3) その他
 - ・発達障がい啓発週間の取組のアイデア出し
 - ・一般的な啓発の検討

診療体制部会 活動報告書

部会長 稲葉 雄二

1 今年度の取組

①発達障がい診療地域連絡会

- ・各圏域において、医療・教育・福祉等の支援者を対象に、地域の診療ネットワークづくりや支援者のスキルアップのため、事例検討や研修会を開催。
- ・R7年1月末現在、10圏域で13回開催。すべて対面形式で開催され、参加者からは「日頃会う機会の少ない職種の方と情報交換ができ、学ぶことが多く大変有意義だった」「異なる視点から見ることの大切さを感じた」等の感想が多く、お互いの職種の専門性を理解するとともに、気軽に連絡を取り合えるような関係（顔の見える関係）づくりが進んだ。

②発達障がいかかりつけ医研修

- ・H27年度～発達障がい診療のすそ野を広げるため、県と県立こども病院の共催で、かかりつけ医を対象とした研修会を開催。毎年、内科や歯科など様々な診療科の医師が参加。
- ・今年度はR6年9月29日（日）にオンラインで開催し、76名が参加した。
- ・発達障がい診療における基礎知識のほか、今年度は「成人の発達障がい」に焦点を当てた内容の研修構成とし、その後、発達障がい情報・支援センターの情報提供を行った。

③発達障がい診療人材事業

- ・H30年度～信州大学医学部「子どものこころの発達医学教室」において、長野県発達障がい専門医・診療医を養成している。
- ・現在、59名（うち専門医55名、診療医4名）の医師が認定されており、今年度においても専門医を複数名認定できる見込み。3月頃、認定に係る検討会議を開催予定。

④LDへの対応

- ・連携・支援部会との合同部会の取組として、県内各圏域における発達障がい等に係る諸検査や受診の現在の状況を把握し、今後、アセスメントから支援へのスムーズな実施体制を構築するために、市町村及び発達障がい診療地域連携病院あてアンケート調査を実施。

2 今後の方向性

(1) 医師の人材育成

住み慣れた地域で発達障がいの診療を受けられるよう、引き続き医師の養成を行う。

(2) 移行期支援（トランジション問題）

発達障がい診療における精神科医の参画が課題であったが、1月21日に開催した第2回の部会より、精神科医師に部会へ参加していただくこととなった。発達障がいを診療する精神科医を増やすためのアプローチ方法等について、より専門的に協議する。

(3) LDへの対応

調査結果を踏まえ、各圏域で早期に気づき、受診や適切な支援に繋がることができるような体制づくりについて、連携・支援部会と連携しながら引き続き検討する。

3 来年度取り組むべきこと 上記について、順次進める。

〔都道府県
指定都市
中核市〕
各
障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課
障害福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意
事項及び運用の具体例等について

標記については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律」に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」
（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知。以下「適用
関係通知」という。）で明示するとともに、「障害者の日常生活及び社会
生活を総合的に支援するための法律」に基づく自立支援給付と介護保険制度の
適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年2月18日付け厚生労働
省社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課連名事務連絡）や障害保
健福祉関係主管課長会議において、適切な運用に努めていただくよう周知・
依頼しているところである。

令和4年6月にとりまとめられた社会保険障審議会障害者部会の報告書を受
け、自立支援給付と介護保険制度との適用関係に係る留意事項及び自治体で
の運用の具体例等を下記のとおりまとめためたので、内容について御了知の上、
管内市町村、関係機関に周知徹底いただくとともに、その運用に遺漏なきよ
うお願いしたい。

なお、本事務連絡については、老健局とも協議済みであることを念のため
申し添える。介護保険担当課室へも本事務連絡を情報提供し、適宜、連携を
図るようお願いしたい。

1. 介護給付費等と介護保険制度との適用関係について

(1) 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの特定について
適用関係通知において、市町村は、介護保険の被保険者である障害者
から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケ
ースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスによ
り適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福
祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより
把握した上で、適切に判断することとしているが、改めて各市町村にお
いては、適切な運用をお願いしたい。

また、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスによ
り必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サ
ービスの利用について介護保険法（平成9年法律第123号）の規定によ
る保険給付が受けられない場合や介護保険サービスの支給量・内容では
十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、
適切な運用に努められたい。

その際、障害福祉サービスの利用を認める要件として、一定の要介護
度や障害支援区分以上であること、特定の障害があることなどの面一的
な基準（例えば、要介護5以上でかつ障害支援区分4以上、上肢・下肢
の機能の全廃、一月に利用する介護保険サービスの単位数に占める訪問
介護の単位数が一定以上等）のみに基づき判断することは適切ではなく、
障害福祉サービスを利用する障害者について、介護保険サービスへの移
行を検討する際には、個々の障害者の障害特性を考慮し、必要な支援が
受けられるかどうかという観点についても検討した上で、支給決定を行
うこと。

また、就労系障害福祉サービスや自立訓練（生活訓練）は障害固有の
サービスであり、65歳以降も介護保険サービスに移行することなく、
個々のサービスの支給決定の要件の範囲内で引き続き当該サービスの利
用が可能である。

(2) 具体的な運用の例について

適用関係通知を踏まえた高齢障害者に対する支給決定について、以下
のとおり具体的な運用の例として考えられるものを挙げるので、参考に

されたい。各市町村においては、本事務連絡も参考として、自らの運用を確認する等、必要な対応をお願いする。

【具体的な運用例】

- ・ 居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給限度額では必要な支給額が不足する場合に、当該不足分について居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。

- ・ 居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給対象とならない支援内容や時間（例えば、家事援助として認められる範囲の違いや、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りなど）が必要と認められる場合に、介護保険の訪問介護の支給とは別に居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。

- ・ 自立訓練（機能訓練）を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の通所介護等では提供できない支援内容（例えば、白杖を用いた歩行訓練や意思疎通に困難を生じた場合の訓練等）が必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き、自立訓練（機能訓練）の利用を認める。

- ・ 共同生活援助を利用する障害者について、個々の障害者の状況等から見て必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き共同生活援助の利用を認める。なお、当該障害者の要介護度等に応じて、認知症グループホームや特別養護老人ホーム等への入居・入所を検討することが望ましい場合も想定される。

2. 適切な支給決定に当たっての留意点

(1) 障害福祉サービス利用者への介護保険制度の案内について

要介護認定等の申請は、申請に係る者の状態について大きな変更が生ずることが見込まれないということから、65歳到達日（誕生日の前日）、特定疾病に該当する者の40歳到達日（誕生日の前日）又は適用除外施設退所日（以下「65歳到達日等」という。）の3か月以前以内に要介護認定等申請を受理し、65歳到達日等に認定することを運用上の対応として可能としている。

そのため、障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。

その際には、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員から、又は、(3)にお示しする相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

また、介護保険制度を利用することによる利用者負担への配慮として、新高額障害福祉サービス等給付費について、対象者等に対し、制度概要の丁寧な説明を行うとともに、対象となりうる者へ個別に勧奨通知等を送付することが望ましい。

(2) 障害福祉サービス利用者等に対する介護保険制度との併給が可能な旨の案内について

介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者に与えることのないよう、適用関係通知の1の(2)の②及び③の場合については介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。

(3) 指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との連携その他の介護分野との連携について

・ 障害福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用するに当たっては、障害者が適切なサービスを受けられるよう

・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における指定特定相談支援事業所の相談支援専門員がモニタリングを通じて、必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう利用者に対し、介護保険制度に関する案内を行うことや、介護保険サービスの利用に際しては、本人に了解を得た上で、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し、利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等のサービス等利用計画に記載されている情報を提供するなど、適切に引継ぎを行うこと

・ 介護保険サービス利用開始後も、サービス担当者会議に相談支援専門員が参加する等して、相談支援専門員と介護支援専門員が情報共有や丁寧な引継ぎを実施すること

等必要な案内や連携を行うこと等の周知をお願いしたい。

※ ここである「指定居宅介護支援事業者等」とは、小規模多機能型居宅介護や介護老人福祉施設のように、人員配置基準において介護支援専門員の配置が義務づけられている事業者を含むものである。

※ 障害福祉サービス等の利用終了後であっても、6月以内において、相談支援専門員が文書による情報提供により居宅サービス計画や介護

予防サービス計画の作成等に協力した場合や、月2回以上利用者の居宅を訪問して面接を行った場合、介護支援専門員等が主催した会議に参加した場合等、指定特定相談支援事業等において居宅介護支援事業所等連携加算が算定できる場合があるので、活用されたい。

加えて、以下のような取組も効果的と考えられ、各市町村の実情に応じて取り組むことが望ましい。

- ・（自立支援）協議会や地域ケア会議等において、介護保険関係者と障害福祉関係者双方が参加して、高齢障害者に係る事例を取り上げ、適切なサービス提供の在り方や共生型サービスを含む必要な地域資源の開発等について検討する。

- ・地域の相談支援専門員や介護支援専門員に対し、介護保険制度と障害福祉制度双方の内容及、両制度の関係、両制度の相互理解等に関するための取組（※）とともに、サービス利用者に対するサービス等利用計画及び居宅サービス計画等作成に当たって丁寧に説明することを依頼する。

（※取組例）

- ・介護保険制度と障害福祉制度双方の内容及、両制度の関係、両制度従事者の相互理解等に関する研修を実施する

- ・地域において居宅介護支援事業者・相談支援事業者・自治体が連絡会議を開催する

- ・地域包括支援センターと基幹相談支援センターが連携して地域での介護・障害連携の在り方を検討する 等

【参考】「相談支援専門員と介護支援専門員との連携のあり方に関する調査研究事業」報告書（平成29年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進事業分）p50～に、相談支援専門員と介護支援専門員の連携に取り組んでいる自治体の事例について記載。

https://pubhit.mri.co.jp/elt_related/roulinhoken/jql43u00000001m5-att/H29_01g_2_report.pdf

※ なお、介護支援専門員と相談支援専門員の連携、相互理解促進については、令和4年度より都道府県地域生活支援事業において、相談支援従事者養成研修専門コース別研修に「介護支援専門員との連携」コースを設定したところである。都道府県においては、当該研修を実施するとともに、当該研修カリキュラムを市町村に周知するなどし、地域における活用の促進をお願いする。

3. 要介護認定等の申請について

介護保険の被保険者である障害者については、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、障害者の生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは、要介護認定の申請等を行っていただいた上で介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけること。その際、介護保険サービスに係る施設・事業所の見学等を案内すること、理解を得る上で有効と考えられること。

4. 指定障害者支援施設等入所者の要介護認定等について

介護保険適用除外施設である指定障害者支援施設等入所者は、介護保険サービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。一方で、個々の事情に応じて介護保険適用除外施設を退所又は退院することもあり得るが、その場合には介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定等を受けることにより、これに応じた介護保険サービスを利用することが可能となる。

この点、例えば、介護保険適用除外施設からの退所者が介護老人福祉施設等へ入所しようとする場合には、通常、一定の期間を要することから、指定障害者支援施設等の退所日と要介護認定申請の時期の兼ね合いで必要な手続きや調整が円滑に行われないという指摘があるが、介護保険サービスの利用を円滑に進めるために、関係者間での密な情報共有や連携を図ることにより、柔軟に対応願いたい。

5. その他の留意事項

介護保険サービスへの移行が適当な利用者がいる場合には、介護保険サービスの支給決定を行うことになるが、事業所において、共生型サービス

を含む介護保険サービスの指定を受けることで、従来から利用してきた事業所による支援が継続されるよう配慮することも考えられること。

その他

- (1) 障がい者支援課からの情報提供
- (2) 連絡事項

令和7年度 長野県自立支援協議会 開催予定日

開催月	開催日	開催時間	開催場所
6月	18日（水）	13:30 ～ 15:30	県庁講堂

令和7年度 障がい者相談支援体制等機能強化会議 開催予定日

開催月	開催日	開催時間	方法・場所
5月	20日（火）	13:30 ～ 15:30	県庁講堂

テーマ（予定）

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ、本年度の推進テーマを明確化する」

参集範囲（予定）

市町村、基幹相談支援センター、障がい者総合支援センター（地域自立支援協議会事務局）、主任相談支援専門員、保健福祉事務所

4月1日付け人事異動による委員の交代について

提出期限	提出方法
令和7年3月28日（金）	事務局宛て提出 （別途通知予定）